



第202300301643号

令和6年3月12日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部長 岡垣 敏生
(公 印 省 略)

鳥取県資源管理方針の変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、別紙のとおり、鳥取県資源管理方針を変更したいので、同条第10項において準用する同条第4項の規定に基づき諮問します。

担当：水産振興局漁業調整課 資源管理担当 清家
電話：0857-26-7315
ファクシミリ：0857-26-8131

鳥取県資源管理方針 新旧対照表

1 変更の内容

変 更 後	変 更 前
第1～第8 略 (別紙1－1) 第1 略 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 鳥取県くろまぐろ漁業 (1) 当該知事管理区分を構成する事項 ア 略 イ 対象とする漁業 沿岸くろまぐろ漁業（鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する日本海・九州西広域漁業調整委員会指示71号1(2)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）、定置漁業（鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が定置漁業権に基づき定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業のことをいう。以下同じ。）及び小型定置網漁業（鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第5条第1項第15号に掲げる漁業に係る知事の許可を受け定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業をいう。以下同じ。） ウ 略 (2) 略 2 略 第3～第5 略 (別紙1－2) 第1 略 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 鳥取県くろまぐろ漁業 (1) 当該知事管理区分を構成する事項 ア 略 イ 対象とする漁業 <u>沿岸くろまぐろ漁業</u>、定置漁業、小型定置網漁業	第1～第8 略 (別紙1－1) 第1 略 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 鳥取県くろまぐろ漁業 (1) 当該知事管理区分を構成する事項 ア 略 イ 対象とする漁業 沿岸くろまぐろ漁業（鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する日本海・九州西広域漁業調整委員会指示55号1(2)に掲げる漁業をいう。）、定置漁業（鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が定置漁業権に基づき定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業のことをいう。以下同じ。）及び小型定置網漁業（鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第5条第1項第15号に掲げる漁業に係る知事の許可を受け定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業をいう。以下同じ。） ウ 略 (2) 略 2 略 第3～第5 略 (別紙1－2) 第1 略 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 鳥取県定置網漁業 (1) 当該知事管理区分を構成する事項 ア 略 イ 対象とする漁業 定置漁業、小型定置網漁業

ウ 略 (2) 略 2 鳥取県その他漁業 (1) 当該知事管理区分を構成する事項 ア 略 イ 対象とする漁業 その他のくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業(沿岸くろまぐろ漁業、定置漁業、小型定置網漁業以外の漁業で、鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業をいう。) ウ 略 (2) 略 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、<u>本県に配分された全量から留保枠及び鳥取県その他漁業への配分を除いた数量</u>とする。本県の留保枠については、本県に配分された全量の約1割とする。また、鳥取県その他漁業には、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。 前管理年度からの繰越し又は都道府県間の融通により配分された漁獲可能量は、留保枠を除いた全量を鳥取県くろまぐろ漁業に配分する。前管理年度で知事管理区分に配分された漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度における超過量を消化率や採捕時期等を勘案し、それぞれの知事管理区分から差し引くこととする。 第4・第5 略 (別紙1-3～別紙2-22) 略	ウ 略 (2) 略 2 鳥取県その他漁業 (1) 当該知事管理区分を構成する事項 ア 略 イ 対象とする漁業 その他のくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業(定置漁業、小型定置網漁業以外の漁業で、鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業をいう。) ウ 略 (2) 略 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、<u>下表のとおりとする</u>。本県の留保枠については、本県に配分された全量の約1割とする。また、鳥取県その他漁業には、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。 前管理年度からの繰越し又は都道府県間の融通により配分された漁獲可能量は、留保枠を除いた全量を鳥取県定置網漁業に配分する。前管理年度で知事管理区分に配分された漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度における超過量を消化率や採捕時期等を勘案し、それぞれの知事管理区分から差し引くこととする。 <table border="1" data-bbox="821 1182 1380 1400"> <tr> <th>区分</th><th>漁獲可能量の配分</th></tr> <tr> <td>鳥取県定置網漁業</td><td>本県に配分された全量(県留保枠及び鳥取県その他漁業への配分を除く。)とする。</td></tr> </table> 第4・第5 略 (別紙1-3～別紙2-22) 略	区分	漁獲可能量の配分	鳥取県定置網漁業	本県に配分された全量(県留保枠及び鳥取県その他漁業への配分を除く。)とする。
区分	漁獲可能量の配分				
鳥取県定置網漁業	本県に配分された全量(県留保枠及び鳥取県その他漁業への配分を除く。)とする。				

2 変更年月日
令和 年 月 日

鳥取県資源管理方針の一部変更について

令和6年3月14日
鳥取県漁業調整課

1 改正の概要

鳥取県資源管理方針にある「くろまぐろ（大型魚）」の知事管理区分に「沿岸くろまぐろ漁業」を追加し、「くろまぐろ（小型魚）」と同様に曳き縄漁業者への漁獲可能性を配分し、資源管理を行っていく。

2 改正内容および理由

（1）改正内容

別紙1―2に規定する「くろまぐろ（大型魚）」の第2に定める漁業のうち、「鳥取県定置網漁業」を「鳥取県くろまぐろ漁業」に変更し、対象とする漁業に「沿岸くろまぐろ漁業」を追加する。「鳥取県その他漁業」には、曳き縄漁業者の「沿岸くろまぐろ漁業」、「鳥取県定置網漁業」（定置漁業、小型定置網漁業）以外の漁業種類において漁獲されたくろまぐろの大型魚とする。

これにより、くろまぐろの知事管理区分は、大型魚も小型魚と同じになる。

改正後	改正前
鳥取県くろまぐろ漁業	鳥取県定置網漁業
・ 沿岸くろまぐろ漁業	・ 定置漁業
・ 定置漁業	・ 小型定置網漁業
・ 小型定置網漁業	
鳥取県その他漁業	鳥取県その他漁業（混獲枠）

他に県の留保枠（全体の1割）がある。

（2）理由

これまで、くろまぐろ大型魚の知事管理区分は「鳥取県定置網漁業」となっており、定置漁業及び小型定置網漁業が対象であった。

このたび、沿岸くろまぐろ漁業者（日本海・九州西広域漁業調整委員会の承認漁業者）が、曳き縄釣りにより、くろまぐろ大型魚を目的とした採捕をしたいとの要望があった。これまで、沿岸くろまぐろ漁業者は、くろまぐろ小型魚が主体であり、くろまぐろ大型魚を採捕した場合、「鳥取県その他漁業」として取り扱うこととしていたが、管理する数量が多くなることから知事管理区分として「沿岸くろまぐろ漁業」を新たに設定することとしたい。

なお、くろまぐろ小型魚は、「鳥取県くろまぐろ漁業」として、漁業者間で資源管理協定を締結して資源管理を行っており、くろまぐろ大型魚についても、同様に漁業者間で協定を締結して資源管理を行っていく。

3. くろまぐろの漁獲可能性の配分方法

当初の配分に、前年度の繰越や他県や大臣管理分との融通により漁獲可能性が増減する場合の考え方をルール化している。この度の鳥取県資源管理方針の変更により、くろまぐろ（大型魚）の配分ルールは次のようにしたい。

なお、くろまぐろ（小型魚）の配分ルールに変更はありません。

○県の留保枠は、配分された全量の約1割とする。

○鳥取県その他漁業には、混獲管理のための漁獲可能性を配分する。

○漁獲可能性の知事管理区分への配分は、本県配分された全量から留保枠、鳥取県その他漁業への配分を除いた量とする。

○前管理年度からの繰越し又は都道府県間の融通により配分された漁獲可能性は留保枠を除いた全量を「鳥取県くろまぐろ漁業」に配分する。

【参考（漁業法抜粋）】

第十四条

都道府県知事は、資源管理基本方針に即して、当該都道府県において資源管理を行うための方針（以下この章及び第二百五条第一項第一号において「都道府県資源管理方針」という。）を定めるものとする。ただし、特定水産資源の採捕が行われていない都道府県の知事については、この限りでない。

2 都道府県資源管理方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 資源管理に関する基本的な事項

二 特定水産資源ごとの知事管理区分（都道府県知事が設定する管理区分をいう。以下この章において同じ。）

三 特定水産資源ごとの漁獲可能量（当該都道府県に配分される部分に限る。）の知事管理区分への配分の基準

四 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

五 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

六 その他資源管理に関する重要事項

3 前項第三号の配分の基準は、水域の特性、漁獲の実績その他の事項を勘案して定めるものとする。

4 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

6 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 農林水産大臣は、資源管理基本方針の変更により都道府県資源管理方針が資源管理基本方針に適合しなくなつたと認めるときは、当該都道府県資源管理方針を定めた都道府県知事に対し、当該都道府県資源管理方針を変更すべき旨を通知しなければならない。

8 都道府県知事は、前項の規定により通知を受けたときは、都道府県資源管理方針を変更しなければならない。

9 都道府県知事は、前項の場合を除くほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、都道府県資源管理方針について検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

10 第四項から第六項までの規定は、前二項の規定による都道府県資源管理方針の変更について準用する